

令和3年7月15日  
中部地方整備局

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 池村建設株式会社  
業者の住所 : 静岡県島田市横岡223-2
- 指名停止措置期間 : 令和3年7月15日から令和3年8月14日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要  
池村建設(株)の元役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、島田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和2年1月15日に当該命令が確定したものである。  
このことにより、静岡県が令和3年5月25日に同法に違反したとして同社に対し入札参加停止措置を行ったことから、上記事実が判明したものである。
- 指名停止措置理由  
有資格業者である池村建設(株)の元役員が公訴を提起され、罰金刑の略式命令が確定したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	山下 重徳	電話番号 (052) 953-8138
	建設専門官	田川 慎二	